

いわき市マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）の施行に関し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行令（平成13年政令第238号）及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(管理計画の認定申請等の取下げ)

第2条 法第5条の3第1項（法第5条の6第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請又は法第5条の7第1項の規定による変更の認定の申請をした者が、当該申請を取り下げようとするときは、認定申請等取下届（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(管理計画を認定しない旨の通知)

第3条 市長は、法第5条の4（法第5条の6第2項及び法第5条の7第2項において準用する場合を含む。）の規定による認定をしないことを決定したときは、その旨を不認定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(管理計画に係る軽微な変更)

第4条 認定管理者等は、法第5条の7に規定する軽微な変更を行ったときは、軽微な変更届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(報告の徴収)

第5条 法第5条の8の規定による報告の徴収は、管理状況報告徴収書（第4号様式）により行うものとする。

2 法第5条の8の規定による報告は、管理状況報告書（第5号様式）により行うものとする。

(改善命令)

第6条 法第5条の9の規定による改善命令（次項において「改善命令」という。）は、改善命令書（第6号様式）により行うものとする。

2 改善命令を受けた者は、改善に必要な措置を実施したときは、改善措置結果報告書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(管理の取りやめ)

第7条 法第5条の10第1項第2号の管理を取りやめる旨の申出は、管理取りやめ申出書（第8号様式）により行うものとする。

(管理計画の認定の取消しの通知)

第8条 法第5条の10第2項の規定による認定の取消しの通知は、認定取消通知書（第9号様式）により行うものとする。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。